

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第52号 発行日：2020（令和2）年7月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

近畿訴訟口頭弁論期日

【第20回】

令和2年2月21日午後2時から、大阪地方裁判所でノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟第20回口頭弁論期日が行われました。今回は、疫学と病像に関する2つの準備書面を提出しました。

西念京祐弁護士は、被告が「個別の因果関係判断に疫学的知見を利用することは、疫学の常識に反している。」と主張していることに対して、「疫学に無理解である。原告らに生じた四肢末梢優位の感覚障害と被告チッソの排出したメチル水銀への曝露との間の法的因果関係は十分に肯定される。」と反論しました。

その後、福本富雄弁護士は、①被告が主張している水俣病の病像についての反論、②検診時のバイアスへの反論、③他疾患との鑑別について述べました。

【第21回】

令和2年6月17日午後1時30分から、大阪地方裁判所でノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟第21回口頭弁論期日が行われました。

はじめに、原告の倉田和代さんが意見陳述をしました。倉田さんは、熊本県天草市新和町（旧天草郡新和町）大多尾の農家で生まれ育ち、20歳で夫と一緒に大阪へ引っ越しました。小さいボルトに小さいナットを巻き付ける内職を始めましたが、指先を上手く使えず仕事を失ってしまったなどと語り、水俣病の被害を分かりやすく陳述しました。

また、今回の裁判から裁判長が交代となりました。新しい裁判長に主張の要点を理解してもらうために、原告側と被告側の双方がスクリーンに上映しながらプレゼンテーションを行いました。

傍聴席の原告の皆さんからは、「わかりやすかった。よく聞こえた。よかった。」などと好評の声が上がっていました。

互助会訴訟不当判決

令和2年3月13日、水俣病互助会訴訟の控訴審判決が福岡高等裁判所で言い渡されました。

原審の熊本地方裁判所の判決では、原告8名中3名について被告側の責任を認めましたが、福岡高等裁判所の判決では、熊本地方裁判所の判断が覆され、原告8名全員について被告側の責任を否定しました。極めて不当な判決です。

この不当判決を分析し、それを私たちの今後の訴訟活動に活かしていきます。



【写真】期日後の報告集会の様子（第21回口頭弁論期日）

「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」 新体制のもとで活動強化を確認

令和2年3月18日、衆議院議員会館で「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」の総会が開催されました。この会議では、新体制と新たな規約が決定されるとともに、組織強化と活動の充実について意見交換が行われました。

今後の活動として、現地視察や国会における院内集会、水俣病患者との懇談、国会質問の取り組みなどを行うことを確認しました。

連絡会の会長に篠原孝衆議院議員（国民民主党）、事務局長に阿部知子衆議院議員（立憲民主党）が選出されました。

その後、国会議員と議員秘書33名の参加のもと「患者を切り捨てる国のあり方を問う」院内集会が開催され、園田昭人弁護団長がノーモア・ミナマタ第2次訴訟の取り組みを報告しました。

水俣病の解決に向けて、国会議員との連携がますます重要な課題となっています。



【写真上】 発言する篠原孝新会長、阿部知子新事務局長

【写真下】 発言する園田昭人弁護団長

【今後の予定】

- 7月17日 熊本訴訟第32回弁論
- 8月30日 患者会決起集会
@津奈木文化センター
- 9月 2日 近畿訴訟第22回弁論
- 9月14日 熊本訴訟第33回弁論

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目9-35

京寿ビル2階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索